

商工委員会議録第十六号

昭和四十五年四月七日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君

理事 岡本 富夫君

理事 石井 一君

理事 遠藤 三郎君

理事 神田 博君

理事 久保田田次君

理事 始関 伊平君

理事 田中 六助君

理事 石川 次夫君

理事 中谷 鉄也君

理事 横山 利秋君

理事 松尾 信人君

理事 米原 昶君

出席國務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

通商産業省貿易振興局長 後藤 正記君

通商産業省企業局長 両角 良彦君

中小企業庁長官 吉光 久君

委員外の出席者

通商産業省鉱山石炭局鉱政課長 林 信太郎君

商工委員会調査室長 推野 幸雄君

委員の異動

四月七日

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和四十五年四月七日

辞任

大橋 武夫君

補欠選任

久保田田次君

同日

久保田田次君

補欠選任

大橋 武夫君

四月三日

下請中小企業振興法案(内閣提出第九六号)

同日

外国産果実等の貿易自由化反対に関する請願(藤田高敏君紹介)(第二二七八号)

特許法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(近江巳記夫君紹介)(第二二七九号)

同(岡本富夫君紹介)(第二二八〇号)

同(多田時子君紹介)(第二二八一号)

同(松尾信人君紹介)(第二二八二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

輸出中小企業製品統一商標法案(内閣提出第五三三号)(参議院送付)

下請中小企業振興法案(内閣提出第九六号)

○八田委員長 これより会議を開きます。

輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出があります。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 大臣が本委員会に御出席くださるの

は、予算委員会との関係もございまして、まだございまして、それにもかかわりませず、本委員会

は鋭意審議を進めて、わりと順調にいきまして、

むしろ野党内では批判があるくらいであります。

ずいぶん協力をいたしておるところでございます

から、ひとつ大臣もその意を了として、可及的本

委員会に十分時間をとっていただくようにお願い

をしたいと思います。

さて、この委員会にかかっております輸出保険

に関する法律案も、ずいぶん本委員会で詰めてま

いりまして、どうしても大臣の御答弁をお願い

したい点が残ってまいりました。輸出の振興と

いう角度から、二、三お答えをお願いしたいのであ

ります。

第一は、先般も輸出入銀行に來ていただきました

て、政治的懸案となっておりまして、輸銀の金を

未承認国に使用させることが今日の課題であつ

て、これは輸出入銀行としては何ら差別はとつて

いないというわけでありまして、実際問題として

は、大臣御存じのように、輸銀の金が未承認国に

おきましては使用をはとどまされてはいない。特

に、中国及び朝鮮民主主義人民共和国を比べてみ

まして、いわゆる北朝鮮のはは皆無であります

す。私もそれが主張いたしましたのは、輸出保

険につきましては、韓国であれ、あるいは朝鮮民

主主義人民共和国であれ、いかなる未承認国とい

えども、何ら差別することなく全く平等に、ま

た、実績におきましては平等に扱っておるわけ

であります。輸出保険は、申すまでもなく政府の保

険であります。政府が輸出を奨励し、そして承認

国、未承認国の別なく輸出保険をつけております

にかかわりませず、さて金の問題になりますと、

いふるん経緯もございまして、未承認国に対して

は差別をつけておるわけでありまして、

御存じかもしませんけれども、もうすでに東

欧諸国あるいは西欧諸国におきまして、たとえば

北朝鮮に出しておりますものにつきましては、も

う五年、七年、十年というような状況がございま

すし、金利につきましても格段の相違がございま

す。もしそれ輸銀の金が使われようとするなら

ば、中国はもちろんでありますから、北朝鮮の最近

におきます膨大な引き合いから比しまして、加

速度的に輸出の振興になることは理の当然のこと

であります。

私は、先般質問いたしました際に、ちょっと時

期の悪いときに私は質問しておりました。

というのは、申すまでもなく乗っ取り事件の最中

であつたからであります。乗っ取り事件の最中

に、いかに筋の通ることとはいひながら、何か質

問するのにはじつたる思いがするということであ

ります。けれども、いま一段落をいたしまして、

そうしてこれからひとつ新しい観点に立つことが

どうしても余儀なくされる時期になつておるので

あります。いろいろな政治的なさういふ意思を

抜きにいたしまして、今日、日本の国益に關する

輸出振興という問題から考えてみまするなら

ば、この際ひとつ中国、朝鮮貿易に輸銀の金を漸

次使用させることにしたらどうか、こういうこと

を私は先般も主張いたしました。これは大蔵省の

関係、外務省の關係であるという御答弁がござ

いました。しかし、そうはいつても、通産省がむし

ろ貿易振興に力を入れるところであるから、よそ

はともかく、まず通産省がその気持ちになるかな

らないかが問題なんだと言いましたら、政務次官

をはじめ、そこについておられました各高官一

同、特に政務次官が代表いたしました、全く同感

であります。事通産省に關しましては、輸銀の金

を未承認国といへども使わせることについては積

極的に推進をいたしたいと思ひます。こういう答

弁がありまして、はなはだ満足をしたわけであ

ります。

しかし、通産省で政務次官をはじめ皆さんがそ

の趣旨をお考えになりましたら、要するにこれは

個人意見でございまして、通産省を代表する大臣としてお考えをいただきたいという希望をいたしまして、本日御出席を願ったわけでありまして。本件につきまして、軽々に大臣がお答えになるはずはないと思ひますけれども、非常にデリケートな国際情勢を含んでおるときでもありますから、なかなかむずかしいことではあるうと思ひますけれども、そういう国際情勢を抜きにして、従来からのひっかかりの問題であり、一歩進めるべき情勢があつて、これをやめたところ、別に今回の乗取り事件に直接関連をしたという問題の経緯とは違ふのでありますから、この際、ひとつ輸出振興という観点に立つて、輸銀の金の使用につきまして大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 御指摘のように、輸銀の金を使いますことが輸出振興に非常に貢献するということは、おっしゃるとおりでございまして。したがつて、それらの国に対して、そういうことが出来るならば輸出振興に大いに寄与するという見地から、政務次官がお答えを申し上げましたことは、私はしごくもつともなことだと思ひますし、また、通産当局全体としてもそれを希望しておると思ひます。

ただ、この問題は、申し上げるまでもなく一通産当局、あるいは一通産大臣の問題ではございせん、内閣全体の国際政治、外交等に関係のある問題でございまして、そういう見地から考へていかなければならないと、常々思つております。

ただそこで、それらの国については、輸出入銀行の融資はいたしませんという立場と、ケース・バイ・ケースで考へてまいりますという立場は、たとえ過去何年かの結果はノー・ケースではないかということがありまして、私はその間に、やはり立場の違いがあるというふうに考へておりますので、将来いろいろの可能性がある、少なくともそれを否定してないという立場というふうに私は考へております。けれども、具体的にケースが起りましたときには、これは一通産大臣の問題としてではなく、私は内閣全体の問題として考へていかなければならないというふうに思つてゐるわけでございます。

○横山委員 きょう配付を願ひました輸銀の未承認国向け融資実績を見ますと、融資承諾件数が五百三十六件、融資承諾金額が百四十四億圓、貸し付け残高九億圓、貸し付け年利四分から五分五厘、貸し付け期間一年から七年、こういうことになっております。この内容につきまして、私の承知する限りにおきましては、ほとんど圧倒的に中国でありまして、そして若干の件数が東独の様相であります。

この中国向けの輸銀承諾件数の内容を考へてみますと、短期のものがほとんどでございまして、まあ二、三年ということだと私も考へておるわけでありまして。ここにあります貸し付け期間七年というのは特別のものでございまして、大体二、三年だと思つてゐます。ところが、たとえばこの件数の中に、一回も承認をされない北朝鮮を例に引いてみますと、西欧諸国が北朝鮮に出してありますのは、六九年でフランスが八年から十年、西独が六年から七年、オランダが七年から八年の延べ払いである。それに対して、中国へ輸出する場合の金利は、どうしても市銀から借りて毎回前渡しする関係から、大体一〇%であります。この一〇%の金利で、そうして輸銀の融資も受け得ないような状況でありますから、これはまるきり引き合わないということになります。しかし、それにもかかわりませず北朝鮮の貿易がわりあい伸びておる。また、短期のものを、輸銀の引き当てを受けています。中国貿易が非常に伸びておるといふことは、潜在的に、もし輸銀の融資が受けられるならば、中国はもう喜んであります。北朝鮮は非常に貿易の伸びになることは、言うまでもないことだと思つておるわけでありまして。

重ねてお伺いをいたしますが、大臣自身としては御賛成なのでありますか。そこまで、つまり外務省、大蔵省あるいは総理に対して、これはもうその時期になつておると言うような決意があらひなるのかどうであるか。非常に慎重であることはわかりますけれども、もうこの辺で貿易の振興のために踏み切るべきときであるというお考えを、大臣自身としてお持ちなのでありますか、それをひとつはつきり聞きたいと思つたのであります。

○宮澤國務大臣 わが国は、申し上げるまでもなく、北朝鮮、それから中国本土、台湾、韓国というような国と非常に近接の位置におりますから、欧州諸国がそれらの国に対する関係とわが国とは、おのずからいろいろな点で異なつてまいります。その点、あたかもポーランドに対して私どもが持つてゐる感じと、ドイツ政府が持つてゐる感じが違ふ。あるいは、私どもがキューバに持つておる感じと、アメリカ政府がキューバに持つておる感じとは違ふというようにことと類似しておると思つたのであります。

そこで、この輸銀の問題であります。終局的にどうするかというところは、内閣の最高首脳部において判断すべきものだと思ひます。その場合、私もおそろくその判断に加わる一人ではございませうけれども、私がただいま内閣を代表してどうしようかということをおし上げるのは適当でないし、申し上げることもできないと思ひます。

ただ、通産大臣の立場として考へるといたしますと、おそろく具体的なケースが起りましたら、私が考へる一つの要素は、かりに中共に対して輸銀の使用を認めるということになつた場合、たとえば、わが国とその他の国との貿易関係にそれがどのような影響を与えるであらうか。もつと具体的に、たとえば台湾でありまして、韓国でありますとかいふことになりまして、そうして、その上でプラスマイナスと申しますと、いかにも次の低い話になりますか、しかし、通商関係から申せばそれも大切なことであつて、わが国にとつてネットのプラスになるか、それも、あまりあつてあさつてのことばかりでなく、少し長い将来まで考へまして、おそろく私が通産当局の責任者として

で考えますときの考慮に、そういうことも一つ入つてくるだらうと思ひます。さてその上で、しかし終局的には、これは内閣の最高首脳部において決定すべき問題であらう、かように考へております。

○横山委員 かつて日本政府は、閣議において一たん決定したことを、韓国の抗議によつて取り消した。取り消したということば適當でないならば、延期をして、事実上の取り消しを行なつたということがございまして。それは申すまでもなく、北朝鮮からのプラントによる機械を引き取りに来るための入国を認めるということが、いろいろな紆余曲折を経て一たん閣議で了解したにかかりませう、韓国政府が一たん抗議をいたしましたら、一朝にしてそれが取り消されたという苦い経験を持つてゐます。私は、ある意味において恥すべき経験だと思つておるわけでありまして。

大臣がおっしゃる通りに、この北との貿易に輸銀の使用を認めることが、台湾やあるいは韓国に快かるうはずはない、それはもうあたりまえのこととであります。しかしながら、現時点におきましても、輸銀の使用は認めないけれども、貿易が行なわれ、人事の往来が、ふくあいなやり方ではありますが行なわれてゐることは、天下周知の事実であります。そして、その上不幸にして乗取り事件が、北と南との複雑な関係、しかも、それを日本政府が調節をしていかなければならないというところを、一挙にすべての国民に知らせた結果と相なりました。この機に、日本政府が引き続き従来の関係をそのまま維持し得るまいかという点については、テンボの早さおそさの区別はあれ、今日の南と北との関係について、ある程度日本政府が一歩前進をしなければならぬということ、は、もう既成の事実だと思つたのであります。ただ、それをイデオロギー上に前進をさせるか、あるいはオーソドックスな外交という面において前進させるかという点については、ずいぶん時間がかかる。しかしながら、もつと早い前進のしか

たというのは、言うまでもなく、今回の例に見られたような人道的な問題である。そして第二番目には、文化とかスポーツの問題であり、そして三番目に、いまだに行なわれておる貿易の問題である、こういうふうには私は考えるわけであります。

そこで、その意味におきまして二、三お伺いをしたいのですが、通産省が世紀の事業として意気込んでおられました万博も、いろいろな問題はございませうけれども、きわめて成功裏に開幕がされ、国民をはじめ全世界の注目を浴びておるわけでありまして、その万博に対して、朝鮮民主主義人民共和国から見たいという希望があるという点であります。これは旅券の問題でありますから外務省の問題でありまして、万博を主催しておる通産省として、どう御意見をもちこまれるかという点が第一であります。

第二番目の点は、これはかつて予算委員会が外務大臣、通産大臣に御質問して御了解を得たことなんでしょうが、日本からソビエト經由朝鮮に入る、そしてまた商談を済ませてソビエトを經由して日本へ帰ってくるというのが、日本人商社の大体の筋道であります。まことにばかばかしいことだ。出国についてはやむを得ないとしても、入国については朝鮮から船便もあるのだから、わざわざ五日ないし数十万のむだな金を投じないで、純然たる商売なんだから、日本へ直接帰すことを考えたらどうか。そうしたら、外務大臣が考えましようというところで、一ぺん直接に帰国をさせました。そして法務省も外務省も船着き場まで出迎えて、たいへん親切にしてくれたと感謝をしたことがございます。ところが、昨年同じ商社の人が行こうとしたら、外務省は厳重に、行かないと書け、直接に往復しないと書け、こういうことで、結局は一札を書かないで、課長の前で、私は今度はソビエトを經由して帰ってこようと思ふということを書いたということで、結局直接往復を許可されませんでした。この既成事実というものが、だれがどう考えても、日朝貿易が行なわ

れておる限りにおいては、日本人の商社の皆さんが行ったり来たりしておるといふ事実にかわりませう、ソビエトを經由して往復をしなければならぬ。その間に費用が数十万円、あるいは日数も十数日むだな日数を費しておるといふことは、貿易の問題としてまことに意味のないことだ、こう思います。

この間も、外務省に来ていただきまして議論をしたわけでありまして。旅券法の改正にも関連をいたします、それはよくわかっております。あなたにお伺いをしたいのは、この貿易という意味においてむだなことが行なわれておるとお考えになりますか。このわかり切った、むだな、ばかばかしいことをやっておることに改訂をさせるべきだと思ひますが、この万博の問題と日本人の日朝貿易に関するむだなことを除去するために、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○宮澤国務大臣 両方とも外務省のほうの、あるいは法務省の問題であるわけでございませうけれども、入国を制限するということは、何かおそれくそれが国益を害するということに立つてのことであらうと思ひます。そこで私は、万博を見るということ自身が、見てもらうということが、わが国の国益を害するとは考えられませんので、むしろ幾らかの利益があると考えべきだと思ひます。が、それを越えてなお国益を害する問題があるのかどうかという判断になります、これは所管の大臣が判断なさるしかありません。私が申しますことは、万博を見てもらうこと自身それだけを切り離せば、これはおそれくわが国の国益に何がいかに寄与するところがあるであらう、こう考えておられますけれども、それを越えての国益に対する害があるという判断であれば、これは主管大臣の判断に従うことが適当であらうと思っております。

それから、後段の問題でございませうけれども、これは旅券法等の改正でいろいろ問題になっておるようでございませうが、あの旅券法の改正が成立いたしましたら、私としては、いまのような回り

くどい方法は改善をすることがいいのではないかと、私はそう思っております。

○横山委員 いまここで旅券法の内容について議論をしておる時間がございせんので、省略いたしますが、旅券法の改正案では、これを必ずしも解決しておらないのであります。ですから、私どもは旅券法の改正案に反対をいたして

ただ、この旅券法の改正をめぐって、おそれく通産省と外務省、あるいは通産省と法務省との間に議論がなければならぬと思つておるわけでありませう。貿易の振興というものは、それから北朝鮮を敵視し、中に入れたら何か事が起こるといふ先入主、そういうものは非近代的であり、国民感情としても、もうぼつぼつ国民としてもそれに対する理解をしておるわけでありませう。いわんや今回の問題があったわけでありませうから、単なる先入主、あるいは重箱のすみっこをようじでつつくような、こういう危険がある、こういう危険がある、日本へ入れたら、日本がそれだけでたいへん変わってくるというふうな、そんなような憶病な心を持つておつて、どうして貿易の振興が果たせるであらうか。いま全体から考えて、日本の経済の発展の中で、これがいつまでも続くと思われな

いし、多角貿易をやっていく、特にアジアの国々と貿易をしていくということが大事なことであるとするならば、この際、そういうふうな先入主を払拭をして、貿易の立場というものを、通産省の立場というものがもっと主導権を握つてもいいではないか。おれのはうはこう思ふけれども、法務省やあるいは外務省が言つたらそれはだめだから、それはしかたがないということではなくして、関係のお一人として、しかも実力者のお一人として、そんなやばなことはもう言うべきでない、いま貿易のほうを中心にとつて考えてもらわなければ困る、こういう大臣の気持ちも主導権をもつてくるべきときではなからうか。外務省や法務省が政策転換になるようなことを、みづから言い出すことはなからうと思ふのであります。むしろ私は、この

問題の成否は、通産大臣としてのあなたのお気持ち、熱意のいかんにかかわることではなからうか。それは総理が裁断をなさるにいたしたところで、通産大臣が自分の所管の問題について、また閣僚の一人として、もういいではないかという熱意のいかんにかかわつて成否がきまるのではないかと、私はそう考えるのであります。

この私の気持ちがわかつていただけたらと思うのであります。先ほどの答弁では、自分はいいと思ふけれども、まあしかしより高次の判断が法務省、外務省にあればしかたがないというのです。私は、むしろあなたの判断が高次であつてしかるべき時期ではないかと言つておるのであります。重ねて御意見を伺いたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 先ほどは、問題を二つお出しになつておつたわけでございませうけれども、ただいまのお尋ねのほうは、商社が北朝鮮に直接入れないというところのお尋ねと、こう考えましてお答えをいたします。

いろいろ微妙な問題があるようでございませうけれども、私どもとしては、旅券法の改正案を本院において、両院において御可決を願うということからこの問題は展開を早める、そうあつてしかるべきものではないかという考えを持っております。

○横山委員 旅券法の改正案はこの問題を満たしてない。旅券法は御存じでございませう。私はこの問題は、たとえ、向こうから機械を引き取りに来るといふ問題について入国を許す、あるいは日本人が直接に北朝鮮に往復すること、あるいは万博を見に来ること等について、旅券法の改正案は、私の言うことをオードックスに満たしてない、こういう判断をしておるのですが、大臣は、旅券法が改正されればその問題は解決する、という判断に立つてのお話でございませうか。

○宮澤国務大臣 旅券法のことになりますと、詳しく私、存じませうので、その点を詳しくはお答え申し上げませうけれども、確かに法律そのものは、いま言われましたようなことをカバーしてお

るわけではございませんけれども、いまのようなことは、結局政策の運用の問題でございますので、そこで、旅券法があいまいに改正されるというのを転機に政策の運用を展開して、そういう可能性があるのでないかということをお願いいたします。

○横山委員 お話の点は、やや私は大臣のお気持ちがかかるような気がいたしますが、旅券法の改正を機会にして、いま私どもが申し上げておることで得る可能性を生じていくだろうと思うのですか。思うということは、あなたが私の気持ちをくんで、その方向に努力してくださるという意味に理解してよろしゅうございますか。

○宮澤国務大臣 私としては、そうすべきものだと考えております。

○横山委員 それでは、次の質問に移りたいと思うのであります。先般来、本委員会がたびたび参考人も呼んでお伺いしておるわけでありまして、若干本案の問題とは違いますが、この機会に大臣にだめを押しておきたいと思うのであります。繊維の問題でございます。

たびたび参考人を呼んで、政府の態度をどう思っているか、あるいはあなた方がこれからどうなさるかということをお聞きしたところ、六人ばかりの各関係者の参考人が異口同音におっしゃいましたことは、要するにばたばたしない、この際一喜一憂しないで、ある意味ではアメリカのマスコミの謀略のような気持ちもあるのだから、ゆっくり腰を落ちつけてやろうというお気持ちであります。今朝の新聞によれば、宮崎会長に至っては、もしもどうしてもアメリカがやってくるというならば、貿易の自由化について対抗する、そして政府に対しても従わないというような気持ち、決意まで明らかにされておるわけでありまして、先般来、私もたいへん疑いましたことは、政府の中で、何とかこの妥協点をつかまえて、できるならば両者を組み合わせて納得をさせようというような動きがあったのではないかと、先般来を考えたとき、業界の一部もそれに対して、先般

の総会では、きわめて重大な疑惑を持っておったことが明らかにされました。先般参考人の皆さんのおいでになったときに、結論としてこういうことかと言ったわけでありまして、つまり、いろいろ紆余曲折はあったけれども、もう出るべき妥協案らしい雰囲気というか、あるいは蓋動というものは、もう出るべきものは出尽くしてしまつた、そして白紙に返つた、基本線に返つた、こう考えてよろしいかと言いましたら、まあ言い方はともかくとしてそういうことでしよう、したがってもうこれ以上は基本線以外にはない、いろいろ考えたことも、言うこともみんな終わっちゃつた、失敗しちゃつた、だから基本線以外にはないという考えで、腰を落ちつけてやろうというふうな雰囲気でありまして、政府として、いまだんなお考えでこの問題に対処しておいでになりませんか。

○宮澤国務大臣 政府の立場から申しますと、これも私どもの基本的な立場の一つでありますけれども、日米間のこの問題がいつまでも解決をされないでいるというところは、いろいろな意味でよくないと思つておるわけでございます。したがつて、基本的な原則、これは国会の御決議もあることでございまして、これは守らなければならなりませんけれども、しかし何か、このかなり長くなりました日米間の紛議というものを、冷却させる方法はないであらうかということを考えておるわけでございます。

○横山委員 紛議を冷却とおっしゃつたのですか。結局——何とおっしゃつたのですか。ちよつとそれを……

○宮澤国務大臣 冷却とおっしゃりました。

○横山委員 冷却ということば、どういう意味でおっしゃつたのですか。私は、もうある意味では冷却しちゃつた、かつたおつたものが冷却しちゃつた。それで、新しい提案を政府が、最近何かの形でなされるお気持ちがおありになるだろうか。この、いま膠着状態になつてしまつた状況を對して、政府が何か新しい進展を見せるため

の努力をなさるお気持ちがあるのかないのかという点を、まず伺ひましょう。

○宮澤国務大臣 確かに、こちら側は静かになつてゐるわけではございますけれども、先方は逆にそうではないようではございますので、両者の関係からいいますと、まだ冷却されてゐるとは申せない。

そこで、政府は三月の初旬に、先方に対してわれわれの考え方を示したわけではございますから、もし何かあるのなら、それは先方から提示せらるべきものであつて、こちらからいまの段階で、進んで何かを言うべきときではないというふうにしておられます。

○横山委員 業界の皆さんは、私もいろいろ質問しました結果、いま業界から何にも言うべきではないし、政府も、簡単に言いますと、いろいろなことをやってもいいくない、こういうお気持ちであります。あなたがあなたがお考えになりまして、業界の意見と政府の意見とは完全に一致しておるとお考えになりますか。

○宮澤国務大臣 いまの段階で、政府として何もすることがない、しないほうがという業界のお考えには、私は賛成であります。

ただ、業界のお考えと私どもの考えとが違ふと思われまふことは、それは当然立場が違ひますからあたりまえのことかと思ひますが、私も、この問題を片づけずにはいつまでも紛議が続いておつて、しかも、アメリカが制限立法をやるといふようなことになることは好ましくない。それも受けて立つのだというふうな御意向も、業界の一部にあるようではございますけれども、制限立法の内容によりますが、私は、そういうことはアメリカとして賢いことではないと思ひますし、世界の自由貿易のためにもいいことではないと考えておりますから、そういう事態は、両国の政府の協力によつてできるだけ回避すべきである、私はいまだにそう思つております。ただ、さりとて、いまの段階で日本側が何かを言うべきかといへば、私はその点は、いまわれわれが次の動きをする段階で

ない、こう思つておるわけではございません。

○横山委員 わかりました。

次の質問、簡潔に続けていきますけれども、最近国会で取り上げられましたアルゼンチン国鉄の問題であります。これは予算委員会でもわが党の橋本君が提起をいたしまして、この経過においてたいへん問題があるということを言ひました。もちろん、これは外務省及び現地の大統領、あるいは民間商社、あるいは国鉄、あるいは政治家というふうな複雑な問題がございまして、私、総括的に考えてみまして、ある意味では画期的な契機になると考えています。通産省がこの問題についてどの程度援助し、あるいはタッチしてお見えになるか、まずそれが伺ひたいのであります。

○宮澤国務大臣 正式には、通産省には何らの申請はないということに聞いておりますけれども、わがほうの現地の大使館も熱心に先方と接触をしております関係上、通産省としても当然情報ももらひ、またそれについての技術的な考え方、非公式には外務省を通じて申しておる。

そこで、いまの段階で、これは御承知のように三つの部分から成つておるわけではございますけれども、その最初の部分、すなわち従来の車両、電気機関車等を更新しなければならぬという部分については、これは、条件がリーズナブルなものであれば考えてもいいのではないだろうか。そういう意味では、その部分については前向きに考えてもいいのではないかと考えておりますけれども、御承知のように、わが国としても、おのおのの国に対して年間どれくらいのクレジットを与えるのが限度であるかというふうな目分、腹づもりもございまして、全部のプロジェクト三十分、これは一億八千万ドルでございまして、ちよつと数字を持つておりませんが、それについての政府としての何かコミットメントをするということになると、これはなかなかむずかしい。まず最初の部分については、条件いかにございまして、けれども、前向きに考えてもいいのではないかと、内々はその思つておりますが、まだ正式には話が提

出されていないということでございます。

○横山委員 本件について具体化をしてまいりましたときに、結局、総合的に外務省、大蔵省、通産省と三省が問題になると思うのでありますが、この種のものがかりに契約が成立をいたしましたし、日本の国鉄の技術、鉄道の技術というものが、かく膨大な契約がアルゼンチンにおいて履行されますと、他の国に非常に波及をし、影響を及ぼすといえますか、さらに拡大していくという可能性があると思うのであります。

残念なことに、この種の画期的な契約の裏面において、横崎君が質問いたしましたように、数々の疑惑が生ずるとするならば、これはたいへん残念なことになることだと思ふのです。日本政府として、アルゼンチンの国鉄の幹部が五月に日本へいらつしやるという話であります、この種の疑惑というものがどういうものであつて、そして事実はどうなんだというのを解明しておく必要が、対アルゼンチンにおきましても、あるいは対日本におきましても必要なのではないかと。こういう疑惑に包まれた大きな契約が、かりにそのために不成功に終わった場合と成功した場合と比べますと、輸出の振興はもちろん、日本の技術の世界的な展開から考えますと、天地雲泥の相違があるように私は思うのであります。したがって、いわゆるこの疑惑というものについての解明を、政府はみずから進んでなさるお気持ちがないであらうか、こう思いますが、その点は、政治家としてどうお考えでございますか。

○宮澤国務大臣 せんだつての他の委員会における横崎委員の御発言は、私も承つておりましたが、承つた限りでは、疑惑という表現が当たりますのかどうか、そこまでの印象は、つまりそれまでのことは、横崎議員はおっしゃつてはいらつしやうなかつたようで、いろいろ関連のありうなことを幾つか御指摘にはなりましたが、結論的に、疑惑というふうには私は受け取りませんでした。

ただ、聞きますと、各国のおの複雑な政情が

ございますから、アルゼンチンにもそういうことがあるというところは、おのこの国でございますから考えられますが、ことに国産化の問題というものがあつて、そういう電気機関車あるいは車両の更新について、自分の国の産業も育成すべきではないかということ、これは私は当然だろつと思ひますし、その問題をめぐつて、アルゼンチンの国内でいろいろ議論があるということも事実のようでございますから、私どもは、経済協力という善意をもつて両国の親善のためにこれをやりたいと考えております以上は、それが結果として逆になるということでありましたら、これは目的に沿うゆえんではございませぬから、その国産化の問題あたりについての事情は、こちらが決断をいたします前によく調べておかなければならない、かように思ひます。

○横山委員 私は輸出振興につきまして、おそれる他の同僚委員もともども同意見だと思ひますが、国益の意味において輸出振興をはかるという点においては、だれしも異存がないと思うのであります。ただ、その輸出振興をはかるために、正さなければならぬ問題が案外なおざりになつてゐる。輸出振興の陰に、ずいぶんつまらない、あるいはむだな、あるいは疑惑に包まれた問題が、案外なおざりになつてゐることを考へてゐるわけでありませぬ。

もう一つの問題点として、先般来やはり国会で同僚諸君が取り上げておられますのが、映画の輸出振興の問題であります。聞けば、四十一年から総計して九十億円の財源が、輸出振興という名をもちて税金から使用されてゐる。しかし、その輸出映画というものの、それでは所期の目的どおり支出されておるかどうか。実際にかつた経費と、振興の名で融資をされた金額とのつり合ひはどうかという問題になつてまいりますと、実にずさんではないか、でたためではないか。映画というものが斜陽産業であるから、もっとそれを輸出をして映画振興に役立てるという意味におきまして、目的は正しいにしても、映画の輸出振興

のあり方というものは、ずいぶんずさんなやり方ではないかという点が国会で指摘をされておりますが、この点について、大臣はどうお考えであり、どういふふうな調査をされましたか、伺いたいであります。

○宮澤国務大臣 これは私、詳しいことは実は存じませんのでございませうけれども、おそらく制度としては、一定の目的を持って発足をして今日に至つた、これはもう間違いないと思ひますが、いろいろ御指摘のような問題もあるのではないかと、印象を持っておりますから、四十六年度の予算要求、予算編成作業をいたします前に、制度のあり方を少し私なりに再検討してみたい、こう思つておるわけでありませぬ。

○横山委員 指摘をされております二、三の点を参考のために申し上げますと、去年までは五社だけしか貸してゐなかつた。日本映画の最近の状況を見ますと、全くエロ映画、あるいはゴジラ映画、あるいはまた猛獣とかゴジラ映画、この三種類に大別をされておる。まじめな映画をつくるのは、一般的にいへば、独立プロがわりあいにまじめな映画を常に企画し、推進をしておるわけですが、ところが、エロやゴジラは売れるけれども、まじめな映画は配給関係からいって採算が合わないといふこともあります。ところが、この映画の輸出振興に対して貸される金は、五社以外には貸さなかつたわけでありませぬ。その点がきつめて遺憾千万であり、一体どういふやり方であつておるかといふことが一つの指摘である。承りますと、本年度からついに独立映画のほうもワクの中に入れるといふお話があるようであります。それが事実であるかどうか。

第二番目には、担保を提供しなければならぬ。しかし、担保余力のないものに貸してゐる。これは輸出振興でありますから、私は、完べきに担保余力がなければ貸してはならぬといふのも若干いかがかと思ひますけれども、しかし、評価においてごまかしがあるのではないかと感じるわけでありませぬ。オーソドックスに評価がこのくらいで

あつて貸すということになればよろしいが、評価にごまかしがあつて貸しておるのではないかと。インチキが行なわれておるのではないかと。それから、独立映画においては担保がないので、そういうものに貸さないといふことになれば、これは本質的にまたいかになるものであらうか、こういう問題がございませぬ。

一般的に言ひまして、映画が最近において非常に斜陽であるから、大蔵大臣は入場税を来年度から何とかしようではないか、こういう態度があるわけでありませぬが、この九十億の金を支出するに際して、もう少し健全な、ほんとうの意味の輸出振興という方向に目を向け、むだな金の支出はやめたらどうか、こう考へるわけでありませぬ。

たぐさんの指摘をしたのであります、その時間がございませぬが、これらの点についてどうお考えでございますか。

○宮澤国務大臣 ただいま詳細なことを政府委員からお答え申し上げますが、その前に、一度考へられた制度というものが、いつまでたつても一〇〇%要当であるといふことは、どんな制度についても言へないことではございませぬから、この制度につきまして御批判がございしましたら、私は聞くべき御批判は十分に聞きまして、将来に向かつては再検討をしていきたい、こういう心組みでありませぬことを申し上げまして、政府委員からお答えを申し上げます。

○両角政府委員 お答えを申し上げます。

最初に、映画の輸出振興金融が特定の五社に限られたのではないかと御指摘でございますが、これは、映画輸出振興のための金融措置をいたします際に、これら五社の代表の方々が集まられまして、日本映画輸出振興協会という組織をつくられて、この輸出振興の推進に当たる、こういうたてまえで発足をいたしました経緯からいひまして、従来は、五社の中の特定の三社に事実上融資が行なわれておつたといふことはございませぬ。しかしながら、御指摘のように、石原プロあるいは三船プロといったような、独立のプロダ

クシオンで十分な資産並びに常時の営業活動を通じておられますような、そういうプロダクションに對しましては、これらの融資の対象として取り上げるといふ道を開いておる次第でございます。

それから、第二の御指摘の担保でございますが、御承知のように、本件金融は興長銀から映画会社に行なわれる金融でございます。そのような金融を決定いたします際には、興長銀の専門家が担保物件の評価につきましては十分これを検討いたしまして、適格性のある担保を徴しておる、かように私も解しております。

それから第三に、金融上むだな融資が行なわれているのではなからうかという御指摘でございますが、この映画の金融につきましては、審査委員会を専門家の方々でお願いをいたしまして、真正な製作費であるものを特に御選定を願つておる次第でございます。またその選定に基づきまして、当省自身といたしまして、十分これを検討を加えまして推薦を行なつておる次第でございます。今日までの融資の経緯にかんがみまして、特別のむだな金融が行なわれたとは解しておらない次第でございます。

○横山委員 大臣は十二時までというお話で、しかも同僚委員の質問がございますから、私の質問はこれで終了いたしますが、この輸出保険に關連をいたしまして、さまざまな同僚委員からの質問がございましたし、希望もございました。

私の質問を要約すれば、本件に關連して、第一に、未承認国との輸銀の問題、あるいは入国の問題、それが第一であります。それから第二番目には、映画の輸出振興としての問題、第三番目は、アルゼンチン問題等につきまして問題を提起したわけでありまして、通産大臣としてこれらの問題について、直接所管のものとしてこれらのごとくでございますけれども、格段の努力をされるように要望いたしまして、私の質問を終わることいたします。

○八田委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 いまの横山委員から質疑がなされた輸出映画の問題については、十日の一般質問の際に質問の通告をいたしておりますので、必要な資料を後刻要求をいたしたいと思ひますが、したがひまして、御協力を願ひたいと思ひますが、よろしくございませうか。

○宮澤國務大臣 承知いたしました。

○中村(重)委員 議題外でございますけれども、緊急な問題として通産大臣の見解を伺ひますが、輸出金利の引き上げの問題であります。

御承知のとおり、国際収支の好調、また国際金利が異常高という状況の中で、日銀がこれを背景にして輸出金利を引き上げるといふ態度を本日決定すると伝えられておるわけであります。これに對しましては、まあ当然だといふこれを支持する意見、あるいはまた、中小企業の貿易に重大な影響を及ぼすとしてこれに反對する意見等々あるわけでありまして、通産大臣としては、これに全面反對をされる意向なのか、あるいはまた、中小企業の貿易に影響を来させないといふことにおいて条件つき賛成をされる意向なのか、見解をひとつ伺つてみたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 日銀当局の説明によりまして、わが国の外貨が急増を続けておりますが、そのことの背景に、中央銀行が特別の金融を輸出を奨励するためにやっておるということが、いろいろIMF等の国際経済社会で問題になっておつて、いかにも輸出の急増が目につくので、この際全部とは言われないが、ある程度正常のほうに金利をしておかないと、外国に對して説明が非常にむづかしい。基本的にはそういうお話でございます。私も、それはある程度ごもっともなことであるといふふうに考えております。しかし、それなりにまた他面の問題がございますから、私にいたしましては、三つの希望を日銀総裁に申し出ております。

第一は、こういう改定というものは、一定の経過期間あるいは周知期間というふうなものが必要であると考えていうこと。第二に、中小金融に

ついて、輸出前貸し制度等々が、文字どおり、中小商社ばかりでなくメーカーまで届くように、しかも従来に比べて何らかの優遇が行なわれるように。第三に、問題が外貨準備の急増ということであるといふと、輸入について何らかの金融上の新しい方法が考えられないか。この三つのことを私の希望として申しております。事は金利でございますから、中央銀行の独立性から申しましても、日本銀行が判断することが筋でございますけれども、私も、私も無関係ではございませぬので、こういう希望を申し入れました。私の推測では、おそらくそれらの希望は日銀当局において十分考慮されるもの、こう考えております。

○中村(重)委員 日本の輸出金利が非常に低いといふこと、それから輸出貿易が非常に伸びている、またそのために日本の製品が外国市場には入らんとおる、それらの点からとく批判があるといふことは、これは間違ひのない事実であります。だがしかし、大臣いまお答えになりましたように、繊維その他中小企業の輸出に影響するところは非常に大きいと思ひますから、慎重に對処していただきたいといふことを要請をいたしておきます。

次に、輸出保険法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

改正点の第一が付保対象範囲の拡大の問題、第二点が担保危険の拡大、第三点がてん補要件の拡大、第四点がてん補率の引き上げということになっておるわけですが、いまこの条件を拡大しなければならぬという客観的な条件といふものはどこにあるのか、端的にひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 わが国が輸出を増大していく、あるいは海外経済協力を推し進めていくといふことは、いずれの観点から見ても、わが国にとつて大切でございますけれども、ことに、多少わが国の外貨に余裕が出てまいりましたので、平和国家としては、世界各國のいわゆる地域格差の問題をわれわれの努力で解消していくといふこと

が、大切な国の仕事であるといふふうにご考えます。しかし、そのリスクを全部企業が負うといふことは、これは無理なことでございますから、できる範囲で政府がリスクをカバーしてやりたい、従来以上にカバーしてやりたいという気持ちで、このたびの改正案にあらわしておりました。

なお、わが国だけの立場から考えますと、いわゆる経済の成長に伴つて資源の確保といふものが問題になってまいりますから、あわせてそのことにも資したいと考えております。

○中村(重)委員 アジア・アフリカ諸国の国内情勢というのを、暴動であるとかいろいろなことが起るケースが多いわけでありまして、それらの点を配慮したということになりますか。

○宮澤國務大臣 そういふことも確かに入つております。

○中村(重)委員 そこで、この国際収支に關する要件を削除をしておるわけですが、これはどうなんですか。国際収支が非常に好調であるからといふことでございますか。

○後藤政府委員 私からお答えいたします。

現行の海外投資保険制度におきましては、国際収支の改善に著しく寄与すると認められる海外投資に限つて保険の対象にする、付保の対象にするといふことが法第十四条の二の二項でございまして、しかしこれは、海外投資保険が、元本保険、利益保険ともに発足をいたしました昭和三十一年当時の国際収支の状況というものは、非常に悪うございまして、現在におきましては、先ほど来御議論をございまして、外貨準備にもある程度余裕ができておる現状でございますので、したがつて、今般の改正におきましては、国際収支要件をはずしたわけでございます。

結果的には、こういう国際収支要件といふものを特に要件といたしますと、やはり出かせぎ的な投資を奨励するといふ点もございまして、国際収支が好調になり、外貨の蓄積がある程度たまってきた、こういう状況におきましてはこういう要件は省きたい、かような今般の改正案になつ

ておる次第でございます。

○中村(重)委員 確かに国際収支は好調ではあります。将来とも好調であるという見通しの上に立っているのかどうかという点と、それから、国際収支が非常に好調である、それに伴って日本の海外におけるところの経済進出というものは非常に活発になってきている。ところが、これに対するいろいろな批判もある。そこで、国際収支の要件というものをはずさなければ、日本が国益という点からみれば経済進出をしておるのだというアジア諸国その他の警戒というものを配慮して、特にこれをはずしたということになりましようか。確かにいま好調ではあります。しかし、将来とも好調であるという見通しがなければ、もし悪くなったら、朝令暮改ということでもた入れなければならぬということになるわけですから、いまあるものを除くということについては、積極的な理由というものがなければならぬと私は思う。その点はいかがでしよう。大臣、これはむしろ事務的な問題ではないのでしょうか。

○宮澤国務大臣 おおよそ国際収支に寄与するということを、短期的に考えるか長期的に考えるかというところであらうと思ひます。わが国の国際収支は、この程度余裕ができましたから、たとえいつとときの流出があつても、それは長期的には国際収支に寄与するであらうと私は思ひます。わが国の経済の体質が、いまやいつとときの資本流出というものに耐え得る、それがやがて将来の国際収支の改善に貢献する、そういうふうな考えられるようになったということであらうと思ひます。

今後わが国の国際収支はどうかというお話でございますが、私の考えもいろいろと考へての一つにすぎませんが、やはりわが国としては、貿易収支で相当黒字をかせいで、それを資本流出の形で出していく、投資していくというふうな姿になつた。この姿は、まずまず先々変わらないであらうというふうな考へております。

○中村(重)委員 時間の関係もありますから、議論はあまりいたしませんけれども、現にいまこの

法律の要件の中に入つてゐるのです。これをはずすということになつてまいりますと、やはりそれだけの積極的な理由というものがなければならぬ。いま国際収支が好調であるからということだけで、これをはずすということはいかかなものであらうか。国際的な配慮というものがそこで働いてきた、日本に対する警戒心というものをなくしていく。いま国際収支が好調であるし、将来とも日本の貿易は伸びるのだという認識が、政府にもありましようし、諸外国だってそういう見方をしていると思ひます。したがって、国際収支を改善する、そのためにこういう制度が必要なのだからということになると、そのことに對する

国際的な批判というものの、制度の改革、拡張と相まつて起こつてくるだらうという感じはするわけですよ。それならば、それらしい提案の理由づけというものが明確にされなければならぬのではないかと考へるわけです。だから、これは事務的な問題ではないのだ、やはり政治的な判断ということになつてはすされたものだというふうな、私なりに判断をしておつたものだからお尋ねしているのですが、いかがでしよう。

○宮澤国務大臣 そこには中村委員の言われるような気持ちがあると思ひます。先ほど政府委員が、いわゆる一時の金かせぎといった印象にとられたくないし、もうそういう必要もございませんと申し上げたのは、その気持ちと思ひます。

沿革的には、このような保険制度ができましたときには、わが国はともすれば貿易収支が赤字であつて、それを長短期の資本流入で埋めておつた姿でございまして、貿易収支は黒で、ことに長期の資本流出をその黒字でまかなつていく、それによつて経済協力もでき資源確保もできる、こういうことに体質的に確かに変化しました。基本的に変化し、この体質は見通し得る将来変わらないであらうと考へましたので、それで改正の機会に、昔の体質から出ておりましたこのようなもの考へ方は改めたほうがよい。なぜ改めたほうがよいかといえ

ば、それが自然であるからでもありますけれども、これからのわが国の海外経済協力、海外投資の姿勢を示す、こういう意味合いであらうと思ひます。

○中村(重)委員 そこで、それと関連をすることになつてまいりますが、御承知のとおり、アジア諸国が日本にいままで抱いておつたのはいわゆる畏敬の念であつた。ところが最近、非常に恐怖の念に変わりつつあるのではないかと私は思ひます。その上、エコノミック・アニマルというような呼び方をして日本を非常に批判しておるということですが、この点に對しての大臣の見解と申しましようか、見方はいかがでございませうか。

○宮澤国務大臣 まことに遺憾ながら私も同じような考へを持っております。したがって、よほどこれから氣をつけてまいりませんと、ただいま言われましてやうな不幸な事態が生まれてくる。どうやってそれを防ぐかということ、よほど真剣に考へなければならぬと思つております。

○中村(重)委員 宮澤大臣としても、経済企画庁長官をしておられたし、また今度は通産大臣をやりになつておられるので、こういった点がいけないのだ、こういう声が起こるのにはここにあるのだという具体的なことに、十分考へを及ぼしていられない具体的なことに、十分考へを及ぼしていられない。同僚委員から指摘されたことでもあるわけですが、日本の経済協力のあり方、経済援助というけれども、実際は援助ではない、日本のみずからの利益のみを追求してゐるのではないか、そういう批判は、私は当たつてゐる点があるだらうと思ひます。そうした経済協力のあり方並びに進出した日本企業の態度について、これまた強い批判があるわけですが、その点は、具体的な問題として大臣が改めなければならぬと考へになつていらつしやるのは、どういふ点でございませうか。

○宮澤国務大臣 実は、私も憂いを同じくしておりますので、私の考へでは、わが民族は他民族と共同の仕事をするという経験を過去に持つていないわけでございます。他方で、ともかくある程度

ふところぐあいがあたたかくなつたという経験も、過去において持つておりません。その二つの未知な経験をこれからしようとするのでありますから、よほど氣をつけたいと、これは失敗の危険があるということを常に考へておかなければならぬと思ひます。

そこで両者とも、根本から申せば、結局、国民の心がまえ、教育ということになるのであります。教育はいつとときにしてなるものでございせん。したがって、わが国は、それこそ平和憲法のほんとうにこいねがうところ、戦争を起させないというためには、こういう経済協力こそ、南北間の格差をなくす、そして戦争のきざしというものを排除することに一番役立つのでありますから、このこと、やや豊かになり、自分たちの生活にそう困らなくなつたわれわれ民族のこれからの使命は、そういうことであるという教育を根本的にやつていかなければならぬと私は思ひます。

しかし、現在仕事に従事しておられる方々は、不幸にしてそういう時代に生まれたのではない、最近そういう時代に際会したというのにすぎませんから、ともすれば間違ひを起し易い。そういう点を、国としてもまた関係の商會あるいは業界におかれても、絶えず注意をいたしたいというところを、私は機会あるごとに実は申し上げておるところでございます。

○中村(重)委員 御承知のとおり、東南アジアの諸国に日本の企業がものすごい勢いで進出してゐるわけですね。ところが、日本人の体質というものが、強い競争心がある。その競争心というものが、結局利益を追求していくことになる。その利益の追求のために必要であるとするならば、契約を簡単に破棄したり、あるいは有利なものに乗りかえたりするということですね。そうした日本の企業の態度ということが、私は大きな問題であらうと思ひます。政府といたしましては、進出した企業に對してどのような指導と申しましようか、要求といひますか、やつてゐるわけでしょうか。

○宮澤國務大臣 民族としての最初の経験でございまして、とかくいろいろ問題を起しやすいい。私どもとしては企業に対して、とにかく相手の国柄、相手の国民と文字どおり一緒になって協力をして、そうして長くそこにどまるような、そういう気持ちで仕事をしてもらいたいということをお願いしているわけでありまして。しかし、これはことばではやさしいことでございましてけれども、何ぶんにも民族として最初の経験でございまして、少し長い目で見れば、残念ながらこれは試行錯誤の結果そういう考え方が定着していく、こういうことにならざるを得ないだろう。しかし、なるべくならばそういう間違いをちょっとでもしないでもらいたい、こういうことを申し上げておるわけでございまして。

○中村(重)委員 海外投資ということになってまいりますと、民間の直接投資はどうしても市場指向型、資源指向型、労働指向型という形になるわけですね。そこにやはりアジア各国というのは、みずからの国の経済発展に寄与してもらいたいという願望というのが、アメリカであるとかヨーロッパ諸国に対する期待と違って、お互い仲間だ、アジア人同士なんだという意識がありますから、そういうものが強いと思うのですよ。だから、欧米諸国の企業が進出をするとか、あるいは経済援助のあり方というのは、日本と同じようなことをやっておりまして、受け取り方は私は違ってくると思うのです。それから、日本が非常に急速に戦後経済発展をしたということ、そういうねたみというものもありましょうか、いろいろ錯綜したものが感情となつてあらわれてきておるであらうと私は思うのです。それと、松平委員から指摘されたことですが、日本の進出している企業というのが非常に過当競争の状態になって、それが非常にむだをやり、無理をやっているという事です。

すような形ですね、そういうような態度をもって今後は臨むべきであると私は思いますが、いかがでございましょうか。

○宮澤國務大臣 それはもう非常にごもっともであると思います。競争ということは、フェアな競争であれば、それが経済を伸ばす、消費者のためにもいいわけでありまして、消費者のほうからいってフェアと考えるか、そのフェアネスの標準というものが国によって違ふと思うのでございまして。ですから、よほど商社にそれを気をつけてもらいたいと思ひますし、また、海外投資の型によりましては、私ども場合によつては、ことに資源開発などはそうでございまして、共同で各社がやっていくというふうなことも、これも指導すべきものだと思います。

○中村(重)委員 具体的に法律案の中身で尋ねをいたしますが、この損失でん補の条件というものがあつたわけですが、戦争それから革命、内乱、暴動または騒乱ということになっていまして、これらの判断基準と申しましようか、戦争とか革命というものは大体わかりましようけれども、暴動または騒乱ということになってまいりますが、どの程度が暴動でどの程度が騒乱なのか、判断基準というのが非常にむずかしいかと思ひますが、この点はどうの判断基準を持っていられましようか。

○後藤政府委員 お答えをいたします。仰せのとおり、どの程度が暴動でありどの程度が騒乱であるか、どこまでいくと内乱になるかというその辺の限界は、非常に区別がつきにくいというふうに考えております。普通常識的に考えまして、損害と申します場合には、工場施設の破壊等の直接的損害のみでなしに、軍隊やあるいは暴徒が工場を占拠することによつて操業不能が起つたり、あるいは工場地帯が戦乱化したまゝして工員が使用不能になつた、あるいはまた交通機関が長期途絶したまゝして原材料、製品等の輸送不能という状態が起つた、こういう直接、間接の損害を含むものと考えております。それからま

た、戦争が被投資者の所在する地域に行なわれる場合だけでなく、隣接した地域における戦争あるいは隣国の戦争によつて、港湾がたとえ封鎖される、あらゆる方途を講じてその原材料の確保等ができなくなつた、かような場合を想定し、かように解釈いたしておるわけでございまして。

○中村(重)委員 従来、内乱とか暴動とか騒乱というものがあつたわけですが、いままで、いわゆる判断基準の点で問題になつたことはありませぬか。

○後藤政府委員 特に従来の例ではございませぬ。

○中村(重)委員 まあ、うまく物議をかもしないでやつていくということになるのでしようが、あまりこういうことがあつてはよくないことで、好ましいことでは実はないわけですね。また、これは国内の問題じゃなくて国外で起つた問題でがちやがちやありますと、あまり名譽でもありません。慎重にこの点は配慮してもらわなければいけない、こう思ひます。

そこで、進出した企業の責任において暴動とか騒乱が起つたということもあり得ると私は思うのです。先ほど来、進出した日本企業のあり方の問題で、具体的な問題として、これが有利になるものにとり契約を破棄するとか、あるいは有利なものに乗りかえていくとか、あるいは労働者に対する首切りとか、労働条件というものを低く下げていくとか、いろいろなことをもうかるためにやりかねないだろうと思ひます。そういうこととかいふことだつて私はあり得ると思ひます。そういういった企業責任において起つた事件というものは、どのように扱つていられましようか。

○後藤政府委員 お答えをいたします。労働者を解雇したことが原因で騒ぎが起つた暴動にまで波及した、それによつて損害を受けた場合にはどうなるか、こういうことでございまして、当該事由の発生が、投資企業側の故意または過失による場合には、これはちよつと責任は負いかねる、かように考えます。

したがいまして、これが故意または過失によつて、その企業が直接にそういうことを内々意図しながらそういう者を解雇して、さてそれがだんだん波及して騒ぎになり、暴動にまでなつていったというふうな事態は、これは責任を負いかねますので、その点は、個々の約款におきましてき得る限り具体的にきめてまいりたい、かように考えております。

○中村(重)委員 いまあなたのお答えですが、どうもはつきりしないわけですね。そのこと自体に、故意とは何ぞや、過失とは何かという問題だつて起つてくるだろう。そんなことをずっとせんで詰めていくても、なかなか答えというものは出にくいだろうと思ひます。人間がやることですからね。ところが私は、通産省だけの判断であり解釈であつてはならぬと思ひます。内乱であるとかあるいは暴動であるとか、騒乱だつてそうだろうし、これにいま申し上げた企業の責任というものがだつてどうなのかというところは、私は政府自体の統一見解というものがなければいけないと思ひます。

そこで、いままで、外務省であるとか大蔵省とか、これらの問題について検討をした結論というものがあるのかどうか。いまあなたが答えになつたのは、そうしたいわゆる政府のはつきりした態度と受け取つてよろしいのかどうか。

○宮澤國務大臣 問題が二つあるわけではございませぬ。つまり具体的な事態は、暴動、騒乱等々どのように判断をして保険をとるかとはちやないか、これはまあ型としてきめるということとは実際むずかしいかと思ひます。具体的なその場できめていかなければならぬと思ひますが、これはもう従来からそうでございまして、外務当局等とは、当然その具体的な時点、時点で相談をいたしてま

いります。

それから、もう一つの御質問は、たとえば解雇が騒乱の原因になることがあり得るだろう。それは私はあり得ると思うのでございますが、結局、その企業の故意または過失というものをどの程度約款で書けるかということになりましたら、これはやはり相当因果関係というところで考えていくしか方法がないのではないかと、そういうふうな約款の書き方をすべきではないかと思ひます。

○中村(重)委員 それから、この海外投資保険の対象となっていないものがあるわけですね。これは同僚委員からも質問があったように記憶しますが、融資買込における貸し付け金、それからいままは債務保証の形態をとる海外投資、このことに対する措置はどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○後藤政府委員 お答えいたします。

まず第一の融資買込の場合でございますが、海外資源の確保手段としては、政策的には、資本参加を伴う自主開発方式が一番望ましいわけでございます。いま、かような自主開発につきましては、今般の改正案によりまして海外投資保険の対象になり得るわけでございます。

そこで、資本参加を伴わない、先ほどお尋ねの融資買込等の開発融資につきましては、この保険の対象には今回取り入れておりませんが、これにつきましても、別途、金属鉱物探鉱促進事業団とあるいは石油開発公団等の債務保証制度等を活用してまいる余地があると存じます。しかしながら、この点につきましては、今後さらに検討をいたしたいと存じます。

それから、第二の債務保証の場合でございますが、改正後の海外投資保険におきましても、この債務保証というものは対象としておりません。特に、そういう需要がいままでもございせん。ただし、将来ともそういうものは起こる可能性は非常に少ない、かように考えたわけでございます。しかしながら、債務保証を付保の対象にするかどうかにつきましては、さらに実態面を十分に調査

をいたしまして再検討の対象といたしたい、かように考えております。

○中村(重)委員 お答えのように、自主開発が好ましいというところは私も異論はないのです。しかし現実問題として、この融資買込というものがウエイトを占めているわけですね。ですからこのことを無視してはならないと私は思うのです。

それから債務保証の問題も、そういうことはいままでのとおりおっしゃいますけれども、実際は、この債務保証というものはやらなければならぬ。これからはますます増加してくるであろうと私は思うんですね。そのことに耳をおおてはならないと私は思いますよ。

それと、いまあなたが答えの中で、公団法とか事業団法ということを用いたんですが、この公団法とか事業団法というのは、探鉱資金とか開発資金にかかわるものに保証をするものであつて、融資買込はその対象になっていないと私は思う。ですから、探鉱資金、開発資金、これがいま申し上げたように、公団法、金属事業団法の要件になつていくわけですから、やはり融資買込をどうするかということ、的確にここで明らかにしていただいておりますものが置き去りにされていくということであつてはならない。やはり今回のような法律改正の際に、そういうものを残しておいてはならぬと私は思いますよ。

○後藤政府委員 先ほどお答えいたしましたように、これにつきましては、金属鉱物探鉱促進事業団あるいは石油開発公団等の債務保証方式による、こういう方式があるわけでございますが、保険制度といたしまして、現状にかなりがまみして、今後前向きな姿勢で検討をいたしていきたい。重ねてお答えをいたします。

○中村(重)委員 前向きの姿勢で検討するということになれば、どういふ扱いがありますか。また法律を改正しなければならぬということになつてくるのじゃないですか。行政措置で何かできますか、どうですか。

○林説明員 私からお答え申し上げます。

現在の資源の調達につきましては、ただいま中村先生から御指摘のとおり、すぐには自主開発というふうな好ましい形にまいらない状況でございます。相当量融資買込という形に依存しております。したがって、そういう事態に担保力の弱い日本の鉱山企業が十分対応し得るよう、金属鉱物探鉱促進事業団の中の債務保証という業務がございまして、これを本年度画期的に拡充いたしまして、これで、現在私どものほうにあらつてきております案件につきまして、市中銀行の融資を受けて行ないます融資買込は、十分カバーできるような形になつております。ちなみに、担保の限度も従来よりはずっと引き上げまして、基金の十五倍までその債務保証を引き受けるというふうな形になつております。

以上でございます。

○中村(重)委員 融資の道はあるとしても、私はいわゆる損失が起つた場合の保険という問題で言つては、いまだに百歩譲つてその対象になつていないように、かりに百歩譲つてその対象になつたとしても、やはり公団であるとか事業団の求償権に該当する債務というものは、残つてくることにはなりません。

○林説明員 ただいまの御指摘の点は、先生の申しやるとおりでございます。したがって、おっしゃるとおりでございます。したがって、財政を基金にいたしまして、企業が海外で活動する場合に、一応そういう形で担保します。求償権は、御指摘のように最後まで残るわけでございますが、これは税金を原資といたしまして、そういう企業活動を支援するという立場と、借りた金に對して責任をとっていくという企業責任の立場の接点、調整点というふうな形になつております。これは、単に金属鉱物探鉱促進事業団の債務保証の場合に限らず、一般にそういうパターンになつておることに感じております。

○中村(重)委員 私は、いまの答弁、またそういう扱いでは不十分だと思うのです。何回も申し上げるように、現実に融資買込というものが相当な

ウエイトを占めてきているのだ。それが、戦争とか革命とか内乱とか、暴動、騒乱が起つたその被害をこうむることは同じなんです。債務保証も申し上げたとおりなんです。それならば、ただ事業運営に援助をし、救済するというのではなくて、その損失をやはり保障する、担保するという方法が当然考えられなければならない。求償権に對応するところの債務が残るということでは、いままう損失を担保するという形にはならない。そこが私は、問題である、今回の改正案の不備な点であると思つておられます。

しかしながら、これを改めていく、いわゆる前向きで考えていくということでございますが、前向きで何か政府の行政措置、まあ政令か何かでできればけっこうなんです。これはなかなかむずかしいであらうと思ひます。しかし、これは放置してはならない。これをどうするかという問題を具体的に政府は検討して措置しなければいかぬと思ひますが、この際大臣のお答えを伺つておきたいと思ひます。

○八田委員長 速記をとめて。

(速記中止)

○八田委員長 速記を始めて。

○宮澤國務大臣 ただいまの中村委員の御指摘の二点は、両方ともきつめてごもつともなことでございまして、そのような体制に應ずるとすれば、これは将来法律のたてまえを変更する必要があると思ひます。

そこで、ただいままでのところ実態につきましても十分の調査も行き届いておりませんので、將來そのような二点について、現実にきつめて必要だという事態になりましたら、その際にまたあらためて御審議をちょうだいしたいと存じます。

○中村(重)委員 大臣の提案理由の説明にもありますように、海外投資と海外保険というものは不可分の関係にあるわけなんです。先ほど来私は、経済協力の方という問題に對しては、いろいろ出企業の態度という問題に對しては、いろいろ指摘をいたしましたが、大臣も同様の意を表明

され、積極的に改善をする意向を明らかにされました。何と申しましょうか、脱アジアということではなくて、アジアの先進国としての責任を果たしていくという態度で積極的に対処していただきたいということを私は強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○八田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○八田委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 次に、内閣提出、輸出中小企業製品統一商標法案及び下請中小企業振興法案の両案を議題とし、順次政府より提案理由の説明を聴取いたします。宮澤通産大臣。

輸出中小企業製品統一商標法案
輸出中小企業製品統一商標法

目次

第一章 総則（第一条—第二条）	1
第二章 統一商標規程の認定（第三条—第十二条）	2
第三章 検査等（第十三条—第十六条）	3
第四章 雑則（第十七条—第二十一条）	4
第五章 罰則（第二十二条—第二十六条）	5

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、輸出向けに出荷される中小企業製品のうち品質がすぐれたものについて、海外市場における声価の向上のため、統一商標の使用の保護に関する措置を講ずることにより、その適切な使用を促進してこれらの製品の輸出の振興を図り、あわせて中小企業の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定貨物」とは、その生産を行なう事業者の大部分が中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第百八十五号）第五条第一号又は第三号に該当する者）である貨物のうち、海外市場における声価の向上を図るには、品質の向上と商標の適切な使用とが特に必要である貨物として政令で定めるものをいう。

2 この法律において「団体」とは、商工組合、商工組合連合会その他これらに準ずる団体であつて政令で定めるもののうち、特定貨物の生産の事業を、その直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）の資格として定款で定められる事業とするものをいう。

3 この法律において「統一商標」とは、団体及びその構成員の統一的使用に供される商標であつて、輸出向けに出荷される特定貨物について使用されるものをいう。

第二章 統一商標規程の認定

（認定）

第三条 団体であつて、その構成員が輸出向けに

出荷する特定貨物の出荷額の当該特定貨物の総輸出額に対する比率が政令で定める率をこえていゝものは、統一商標に關し、統一商標規程を作成し、これを主務大臣に提出して、その統一商標規程が適當である旨の認定を受けることができる。

2 統一商標規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 統一商標
 - 二 統一商標を附する特定貨物の品質の基準
 - 三 特定貨物の品質が前号に規定する基準に適合するかどうかについての検査（以下単に「検査」という。）を行なう機関の名称並びにその検査の能力及び方法
 - 四 統一商標の使用及び管理の方法
- 3 統一商標規程には、団体の定款その他主務省令で定める書類を添附しなければならない。
- （欠格事項）

第四条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の認定（以下単に「認定」という。）を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十一条第四号から第七号までの規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行なう役員のうちに第一号に該当する者がある者

（認定の基準）

第五条 主務大臣は、認定の申請があつた場合において、その申請に係る統一商標規程が次の各号に該当するものであると認めるときは、認定をするものとする。

- 一 統一商標が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 特定貨物の品質の基準が主務省令で定める基準に適合するものであること。

三 検査を行なう機関並びにその検査の能力及び方法が主務省令で定める基準に適合するものであること。

四 統一商標の使用及び管理の方法が特定貨物の輸出の振興を図るため適切なものであること。

（認定に関する公示）

第六条 主務大臣は、認定をしたときは、その認定に係る統一商標規程の要旨を官報で公示しなければならない。

（認定の有効期間）

第七条 認定の有効期間は、その認定をした日から五年とする。

2 前項の有効期間は、申請により更新することができる。

3 第一項の有効期間の更新に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（変更認定）

第八条 認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、第三条第二項各号に掲げる事項について統一商標規程を変更しようとするときは、主務大臣の変更認定を受けなければならない。

2 第三条第三項の規定は前項の変更認定の申請について、第五条及び第六条の規定は同項の変更認定について準用する。

（廃止の届出）

第九条 認定団体は、認定に係る統一商標規程（前条第一項の変更認定があつたときは、その変更後のものとし、以下「認定規程」という。）に定める統一商標（以下「認定商標」という。）に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（認定の失効）

第十条 認定団体は認定商標に関する業務を廃止したときは、認定は、その効力を失う。

（認定の取消し）

第十一条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合においては、当該認定を取り消すことができる。

- 一 認定団体の構成員が輸出向けに出荷する特

定貨物の出荷額の当該特定貨物の総輸出額に
対する比率が第三条第一項の政令で定める率
以下となつたとき。

二 認定商標が第五条第一号の通商産業省令
で定める基準に適合しないものとなつたと
き。

三 認定規程に定める検査を行なう機関（以下
「検査機関」という。）並びにその検査の能力
及び方法が第五条第三号の主務省令で定める
基準に適合しないものとなつたとき。

四 認定商標の使用及び管理が認定規程に定め
る方法に従つて実施されていまいと認められ
るとき。

五 認定団体が第四条第三号に該当するに至つ
たとき。

六 認定団体がこの法律又はこの法律に基づく
命令の規定に違反したとき。

七 認定団体が不正の手段により認定又は第八
条第一項の変更認定を受けたとき。

（失効の公示）

第十二条 主務大臣は、認定がその効力を失つた
ことを確認したとき、又は前条の規定により認
定を取り消したときは、その旨を官報で公示し
なければならない。

第三章 検査等

（検査及び表示）

第十三条 認定団体又は認定団体から認定商標の
使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）
は、認定商標を附した特定貨物について検査機
関が行なう検査を受け、これに合格したとき
は、当該検査機関に対し、当該特定貨物又はそ
の包装に主務省令で定める方式による表示を附
することを求めることができる。

2 検査機関は、認定商標が附された特定貨物に
ついて当該認定規程に定める検査の方法により
検査を行ない、その品質が当該認定規程に定め
る基準に適合していると認めて事項の表示を附
する場合を除き、特定貨物又はその包装に同項
の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはな
らない。

3 検査機関以外の者は、特定貨物又はその包装
に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を附
してはならない。

（輸出の制限）

第十四条 認定商標又はこれに類似する商標が附
された特定貨物は、当該特定貨物に係る第六条
の規定による公示の日から起算して二月を経過
した日以後当該認定が効力を失うまでの間は、
前条第一項の表示が同条第二項に規定するところ
により附されたものでなければ、輸出しては
ならない。

（輸出の制限の適用除外）

第十五条 前条の規定は、次に掲げる場合は、適
用しない。

一 商標法（昭和三十四年法律第二百七号）
第三十二条第一項の規定に基づき、特定貨物
について認定商標と同一の商標又はこれに類
似する商標を使用する権利を有する者が当該
商標を附した当該特定貨物を輸出する場合

二 一時的に出国する者が本人の使用に供する
ことを目的とする特定貨物であつて必要と認
められるものを携帯して輸出する場合その他
主務省令で定める場合

（輸出停止命令）

第十六条 通商産業大臣は、第十四条の規定に違
反して特定貨物を輸出した者に対し、一年以内
の期間を限り、特定貨物の品目を定め、その輸
出の停止を命ずることができる。

（輸出停止命令）

第十七条 主務大臣は、第二項第一項又は第三項
第一項の政令の制定又は改廃の立案をしうと
するときは、輸出入取引審議会に諮問しなけれ
ばならない。

（報告の徴収）

第十八条 主務大臣は、この法律の施行に必要な
限度において、政令で定めるところにより、使
用者に対し、その輸向けに出荷する特定貨物

に關し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度に
おいて、認定団体又は検査機関に対し、その業
務の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

第十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な
限度において、その職員に、使用者の所有する
特定貨物の保管の場所に立ち入り、その特定貨
物を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度に
おいて、その職員に、認定団体又は検査機関の
事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状
況又は特定貨物、帳簿、書類その他の物件を検
査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場
合においては、その身分を示す証明書を携帯
し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権
限は、犯罪捜査のために認められたものと解し
てはならない。

（表示の除去等）

第二十条 主務大臣は、前条第一項又は第二項の
規定によりその職員に特定貨物を検査させた場
合において、当該特定貨物が次の各号の一に該
当するときは、その表示を除去し、又はこれに
消印を附することができる。

一 当該特定貨物又はその包装に第十三条第二
項又は第三項の規定に違反して表示が附され
ているとき。

二 前号に掲げる場合のほか、第十三条第一項
の表示が附されている場合において、当該特
定貨物の品質が当該認定規程に定める基準に
適合していないとき。

（主務大臣及び主務省令）

第二十一条 この法律において主務大臣は、通商
産業大臣及び当該特定貨物の生産を所掌する大
臣とする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発
する命令とする。

第五章 罰則

第二十二条 第十六条の規定による命令に違反し
て特定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又
は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、一年
以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定に違反して表示を附
した検査機関の役員又は職員

二 第十三条第三項の規定に違反して表示を附
した者

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三万
円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第二項の規定による報
告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十九条第一項又は第二項の規定による立
入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたと
きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に
對して、各本条の罰金刑を科する。

第二十六条 第九条の規定に違反して届出をせ
ず、又は虚偽の届出をした場合には、その行為
をした団体の役員は、一万円以下の過料に処す
る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

中小企業製品をめぐる内外の経済的諸条件の著
しい変化に對処して、その輸出の振興を図り、あ
わせて中小企業の振興に資するため、統一商標規
程の認定等の制度を設け、これらの製品について
品質の向上と統一商標の適切な使用とを促進する
必要がある。これが、この法律案を提出する理由
である。

下請中小企業振興法案

下請中小企業振興法

(目的)

第一条 この法律は、下請中小企業の近代化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、次号の政令で定める業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

三 企業組合
四 協業組合

2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し第一号又は第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一号又は第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうものをいう。

一 その者が業として行なう販売又は業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ)の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

二 その者が業として行なう販売又は業として

請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造又は修理の設備又はこれに類する器具の製造又は修理業者のうち、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて前項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行なうものをいう。

(振興基準)

第三条 通商産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という)を定めなければならない。

2 振興基準には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善に関する事項

二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

三 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

四 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 通商産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

(振興事業計画)

第五条 政令で指定する業種に属する事業(以下「指定事業」という)を営む法人たる親事業者(以下「特定親事業者」という)及び事業協同組合であつてその組合員の大部分が当該特定親事

業者の営む指定事業について第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行ない、かつ、その行為を委託した親事業者との取引に關し主務省令で定める要件を備えている下請事業者(以下「特定下請事業者」という)であるもの(以下「特定下請組合」という)は、当該特定親事業者が当該特定下請組合の組合員である場合を除き、当該特定親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業(以下「振興事業」という)について下請中小企業振興事業計画(以下「振興事業計画」という)を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 振興事業の目標及び内容

二 振興事業の実施時期

三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 振興事業の内容に当該特定下請組合がその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額を費用の全部又は一部に充てて共同利用施設を設置する事業(以下「共同利用施設事業」という)がある場合において、当該共同利用施設事業を実施するのに準備金を積み立てる必要があるときは、振興事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該準備金に充てるための経費の賦課の基準を記載しなければならない。

4 第一項の規定による業種の指定にあつては、親事業者の下請事業者に対する依存度と、下請中小企業の振興を図ることによる産業の国際競争力の強化又は産業構造の高度化の見通しとを考慮しなければならない。

(承認の基準)

第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該特定親事業者及び特定下請組合がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

二 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに同条第三項に規定する場合にあつては同項に規定する賦課の基準が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 当該特定下請組合の組合員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。

四 当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

(振興事業計画の変更等)

第七条 第五項第一項の承認を受けた特定親事業者及び特定下請組合は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、第五項第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合が当該承認に係る振興事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という)に従つて振興事業を実施していかないとき、当該承認を取り消すことができる。

(資金の確保)

第八条 政府は、承認計画に従つて振興事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(下請中小企業振興準備金)

第九条 第五項第一項の承認を受けた特定下請組合が承認計画で定める同条第三項に規定する賦

課の基準に基づいてその組合員たる特定下請事業業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課した場合において、当該特定下請組合が当該賦課に基づいて納付された金額を下請中小企業振興準備金として積み立てたとき、又は当該特定下請事業者若しくは特定親事業者が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、当該特定下請組合又は特定下請事業者若しくは特定親事業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

（報告の徴収）

第十条 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

（下請企業振興協会）

第十一条 国及び都道府県は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて次の各号に掲げる業務を行なうもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行なうように努めるものとする。

- 一 下請取引のあつせんを行なうこと。
 - 二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応ずること。
 - 三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行なうこと。
- 第十二条 下請企業振興協会は、その業務を公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。
- （主務大臣等）
- 第十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
- 一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所

管する大臣とする。

二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十条の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、指定事業及びその指定事業について第二条第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行なう下請事業者の事業を所管する大臣の発する命令とする。

3 通商産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

（罰則）

第十四条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の三中「中小企業業種別振興臨時措置法（昭和三十三年法律第七十一号）」を「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第三号）」に改める。

3 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

十 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第三号）第五条第一項の承認を受けた事業協同組合であつてその承認に係る同項の振興事業を行なうもの及びその構成員であつて当該振興事業に参加するもの（第一

号から第三号の二まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。）

第三条の四第二項中「第二号の事業」の下に「若しくは同項第十号の振興事業」を加える。

理 由

下請中小企業の国民経済における重要な役割にかんがみ、その振興を図るため、振興基準の策定、振興事業計画の承認等の措置を講じて下請中小企業の近代化を効率的に促進するとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○宮澤国務大臣 輸出中小企業製品統一商標法案

につぎまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国の繊維工業品、雑貨工業品等の中小企業製品の輸出は、国内にあっては人手不足に起因する生産コストの上昇により、また、海外にあっては発展途上の工業化に伴う激しい追い上げを受けて、近年伸び悩みの傾向にあり、これらの生産にかかわる中小企業にとって大きな問題となつております。

このような情勢に対処してわが国の中小企業製品の輸出振興をはかるためには、発展途上の製品の差別し得る先進工業国にふさわしい優良高級品を、その品質に相応した価格で輸出し得る体制を確立することが必要であります。

しかしながら、従来、わが国の中小企業製品は、ややもすれば仕向け国の輸入業者の主導権のもとに輸出されてきたために、わが国製品独自の商標をもつて市場開拓に欠けるところがあつたのであります。

本法案は、このようなわが国中小企業製品につきまして、特に品質のすぐれたものを対象として、中小企業が結束して統一商標を定め、これを海外に普及せしめることにより、わが国の中小企

業製品の優良高級品としての価値を確立し、輸出の振興と中小企業の振興をはかることを目的としております。

次に、法律案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、生産を行なう事業者の大部分が中小企業者である貨物のうち、海外市場における価値の向上をはかるには、品質の向上と商標の適切な使用とが特に必要である貨物を特定貨物として政令で指定いたします。そしてこの特定貨物の生産を行なう者を構成員とする商工組合等の中小企業団体は、統一商標を付する特定貨物の品質の基準、特定貨物の品質の検査を行なう機関、統一商標の使用及び管理の方法等を内容とする統一商標規程を作成し、主務大臣の認定を受けることができることといたします。

第二に、統一商標を付した特定貨物は、検査機関により統一商標規程に定められた品質の基準に合格した旨の表示を付されたものでなければ輸出してはならないこととし、これを輸出通関に際して税関において確認することといたします。

第三に、以上のほか、主務大臣が統一商標規程を認定した場合にその要旨を公示すること、認定の取り消し、輸出制限の適用除外、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、下請中小企業振興法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

下請中小企業は、わが国産業に広範に存在し、わが国経済の重要な手として、その発展をささえてきており、今後とも、わが国産業の高度化の進展に伴い、その役割はますます増大するものと見込まれております。

しかしながら、下請中小企業は、受注の不安定、体質改善のおくれ等多くの問題をかかえており、さらには深刻な労働力不足、親事業者からの合理化要請の強化等きびしい環境に直面して

おります。

このような情勢に対処して、下請中小企業が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を効果的に発揮することができるようになることは、わが国経済のバランスのとれた発展を確保する上からもきわめて重要な課題となっております。

本法案は、このような観点から、下請中小企業の実態に即して効率的に近代化の促進をはかるとともに、下請取引のあつせん等を推進することにより、下請中小企業の振興をはかるうとするものであります。

すなわち、第一に、下請中小企業の振興に關し、下請中小企業者及び親事業者のよるべき振興基準を定めるとともに、これに基づき必要な指導、助言を行なうこととしております。

第二に、国民経済上特に近代化を促進する必要がある下請中小企業について、特別の近代化制度を創設することとしております。すなわち、下請中小企業者が組織する事業協同組合及びその親事業者が、親事業者の発注分野の明確化、下請中小企業者の設備の近代化、技術の向上、事業の共同化等を内容とする振興事業計画を作成して、政府の承認を受けることができることとしております。政府は、承認した計画の実施を促進するため、金融上、税制上の助成措置を講ずることとしております。

第三に、下請取引のあつせん、下請取引に関する苦情相談等の業務を行なう下請企業振興協会に對して、その業務の公正的確かつ広域的運営を確保するため必要な指導、助言を行なうこととしております。

これが、この法案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○八田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

この際、横山利秋君から発言を求められております。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 両法案につきまして、資料の要求をしたいと思ひます。めんどうなことで恐縮であります。政府側で善処されますようお願いいたします。

第一の資料は、各省がコンピュータをいままで設置しておる状況、その予算、その使用目的、これが第一の資料要求。

第二番目には、本年度予算で、コンピュータをはじめこの法案に關係のある各省の項目及びその金額。

第三番目は、各省の今後の計画。

第四番目は、情報政策についての各省の所管、これは単に協会とか、そういうことばかりでなくて、今後、文部省なら文部省、あるいは通産省なら通産省、各省ごとに、この種の政策展開について、どんなことが各省のそれぞれの所管に該当するかという表。

その次は、郵政審議会のこの問題に關しての答申を、余分がありましたらわれわれに配付をしてもらいたい。

それから、この間技術者の試験を通産省でなさったそうですが、これはもう公表されているから差しつかえないと思ひますから、その試験問題を私どもに配付をしてほしいと思ひます。

以上です。

○宮澤國務大臣 できます限り各省の協力を得まして、御希望に沿うように努力いたします。

○八田委員長 次回は、明八日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会